

《警察政策学会シンポジウム》

災害時における警察活動を支える情報通信

(令和7年度警察政策学会シンポジウム
令和7年9月5日於ホテルグランドアーク半蔵門)

《開会の辞》

柳 川 重 規 (警察政策学会会長)

《基調講演》

- 災害時における警察活動の生命線
飯 濱 誠 (警察庁長官官房技術総括審議官)

《ショートスピーチ(1)》

- 災害時におけるドローンの役割
鈴 木 真 二 (東京大学名誉教授/特任教授)

《ショートスピーチ(2)》

- 災害時活動を支援するロボット・AI技術
田 所 諭 (東北大学名誉教授・同大学クワ・サイバーフィジカル AI 研究センター特任教授)

《ショートスピーチ(3)》

- KDDI グループの災害対策について
大 石 忠 央 (KDDI 株式会社コア技術統括本部オペレーション本部ネットワーク強化推進室長)

《ショートスピーチ(4)》

- 令和6年能登半島地震に伴う警察活動
黒 川 清 彦 (警察庁警備局警備運用部警備第三課災害対策室長)

《ショートスピーチ(5)》

- 交通管制における大規模災害発生時の対策
根 木 まろか (警察庁交通局交通規制課交通管制技術室長)

2 《警察政策学会シンポジウム》

《パネルディスカッション》

- 災害時における警察活動への期待～技術活用の視点から～（討論）

コーディネーター

堀内 雄人（前警察庁長官官房技術総括審議官）
（公財）日本交通管理技術協会研究部長

《閉会の辞》

矢代 隆 義（警察政策学会副会長）

※役職名は令和7年9月5日時点のものです。

また、会場で配布された資料等は、誌面の都合上、一部割愛しています。

開会の辞

柳川重規

(警察政策学会会長)

ただ今、御紹介いただきました、本学会の会長を務めさせていただいております、中央大学法学部の柳川重規でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日はお足元の悪い中、令和7年度シンポジウムに多数の方に会場に足をお運びいただき、また御多忙中にもかかわらず、多くの方にオンラインにて御参加を頂き、心より感謝申し上げます。

本日のシンポジウムでは、技術活用の視点から、「災害時における警察活動への期待」をメインテーマとして取り上げました。

近年、激甚化が進む震災や豪雨災害等の発生時においては、被災状況の把握や要救助者の捜索・救助、被災地域の治安確保等を始めとする警察活動のため、様々な技術の活用が不可欠です。

警察の情報通信については、自営回線と民間事業者回線を併用した通信網を構築し、災害体制と可用性を確保してきましたが、災害に対して、より強靱な衛星を利用した通信サービスや、ドローンを利用した撮影、映像伝達サービスが実用化されつつあることから、それらサービスの活用による有効性も期待できます。一方、インターネットの普及等により民間を含む他機関との情報共有が容易になった反面、災害発生直後には確実性の低い情報の拡散等も懸念されます。

災害発生時において、危機管理の前提である被災状況の把握等のため、適切な情報マネジメントや電源確保のほか、ドローン、ロボットなどの先

4 開会の辞

端技術等をいかに効果的に活用するか、戦略の構築が課題となっています。

そこで、本シンポジウムにおいては、災害発生時の警察活動、警察情報通信に、日頃から携わっておられる方々や、衛星を利用した通信サービス、ドローン、ロボットの分野についての知識経験が豊富な識者の方々をお招きし、戦略的な被災状況の把握の在り方、今後の課題について考えていくこととしました。

シンポジウムでは基調講演として、警察庁技術総括審議官の飯濱誠様から、「災害時における警察活動の生命線」という演題で御講演を頂戴いたします。

次に、パネルディスカッションでは、東京大学名誉教授の鈴木真二先生から、「災害時におけるドローンの役割」について、東北大学名誉教授・同大学タフ・サイバーフィジカル AI 研究センター特任教授の田所諭先生から「災害時活動を支援するロボット・AI 技術」について、KDDI 株式会社ネットワーク強靱化推進室長の太石忠央様から、「KDDI グループの災害対策について」、警察庁警備局警備運用部警備第三課災害対策室長の黒川清彦様から「令和 6 年能登半島地震に伴う警察活動」について、警察庁交通局交通規制課交通管制技術室長の根木まろか様から、「交通管制における大規模災害発生時の対策」について、それぞれお話を頂戴し、その上で前警察庁技術総括審議官の堀内雄人様の司会で討議を行うこととしております。

先生方にはお忙しい中、講演討議への参加をお引き受けいただき、改めて感謝申し上げます。

このシンポジウムが本日御参加されている皆様に少しでも資することになれば幸いに存じます。

最後に、本日のシンポジウムを後援いただいた警察政策研究センター及び公益財団法人公共政策調査会の皆様に心より感謝申し上げます、開会の辞といたします。

(やながわ しげき)

《基調講演》

災害時における警察活動の生命線

飯 濱 誠

(警察庁長官官房技術総括審議官)

ただ今、御紹介いただきました警察庁技術総括審議官の飯濱誠と申します。

本日は、このような発表の機会をいただきまして、大変光栄に思っております。皆様、どうぞよろしく願いいたします。

1. はじめに

(1) 災害時の警察活動

ひとたび地震、大雨、台風など自然災害が発生しますと、個人の生命、身体、財産に危害が及ぶこととなり、被災地の安全・安心を確保するための活動を始めとする災害警備活動が必要となります。写真でお示しているのは、令和3年の熱海土砂災害（熱海市伊豆山土砂災害）、令和6年の山形県豪雨（令和6年7月25日からの大雨）における活動状況です（図1）。

災害時の警察活動は広範にわたるものですが、主な活動としては、ここに掲げたような被災者の救出、救助、行方不明者の捜索等があります。このような活動の全てにおいて、本部や部隊員相互間の指揮・命令・連絡システムの確保が必要になりますし、指揮官が部隊の活動状況を把握して適時適切な指示をするということが不可欠です。そのためには、当然ですが、この情報伝達を担う警察情報通信が必要になります。つまり、警察情報通信はこれらの警察活動の支えとなっているものであり、今回の表題にもある「災害時における警察活動の生命線」であると考えております。

災害時の警察活動

(図1)



熱海市伊豆山土砂災害



山形県豪雨
(令和6年7月25日からの大雨)

主な活動

- ・被災者の救出救助
- ・行方不明者の捜索
- ・被災状況についての情報収集
- ・地域住民の避難誘導
- ・交通対策
- ・被災地の警戒警ら

これらの警察活動を支えているのが警察情報通信

(2) 警察情報通信に求められるもの

続いて、警察情報通信に求められるものについて簡単に御説明します。

警察はいつでもどこで発生するか分からない様々な事案に対応することが求められます。事件、事故等において臨機応変な対応を実施するためには、前提条件として、情報の的確な伝達を実現する通信の確保が必要不可欠です。

この「的確な伝達を実現する通信」に求められる要素である可用性と機密性について御説明します(図2)。

可用性は、いつでもどこでも利用可能な状態を保持するというものであり、これを確保するためには、例えば耐災害性、耐輻輳性、機動性、信頼性等を満たす必要があります。

耐災害性は、災害発生時など、商用電源や通信事業者回線の途絶が起こったときでも、使用できなければならないというものです。耐輻輳性については、大規模イベント時等の雑踏の中で、携帯電話等の民間通信

《ショートスピーチ(1)》

災害時におけるドローンの役割

鈴木 真二

(東京大学名誉教授／特任教授)

1. はじめに

東京大学名誉教授・特任教授の鈴木真二と申します。本日は「災害時におけるドローンの役割」についてお話しさせていただきます。私は現在、東京大学の未来ビジョン研究センターで特任教授を務めつつ、ドローン関連の様々な活動を行っています。

本日は、2024年能登半島地震以前の状況、私が理事長を務めるJUIDA（一般社団法人 日本UAS産業振興協議会）での能登半島地震における活動、そしてこの経験を踏まえた今後のドローン活用の在り方についてお話しします。

2. 能登半島地震以前の状況と法制度の整備

2014年にドローンの産業振興を目的として一般社団法人JUIDAを設立し、理事長を務めています。JUIDAでは設立当初に、民間の操縦資格（ライセンス）制度を創設し、会員は2025年9月時点で約2万5千者です。近年設置された国家ライセンス取得に関する支援も行っています。また、ドローンの安全利用ガイドラインを各種作成しており、最近では大阪・関西万博でのドローン利用ガイドライン¹⁾も策定しました。

災害対応としては、大規模災害に備え、2019年2月にJUIDAは陸上自衛隊東部方面隊と「災害時応援に関する協定」を締結し、総合防災訓練への協力に加え、2019年の山梨県での行方不明者捜索や、2021年の熱海土砂

災害における被害状況調査などで自衛隊に協力してまいりました。

一方、2021年に足利市の山火事の際に消防ヘリとドローンのニアミスが発生し、ヘリの活動が一時中断した事例を受け、2021年6月の航空法改正で「緊急用務空域」が創設されました。「緊急用務空域」に設定されますと、原則として民間ドローンの飛行は禁止されます。ただし、国や地方公共団体などからの依頼を受けた場合は、人命救助のための活動としてドローンを飛行させることができる特例が設けられました。

3. 能登半島地震での JUIDA を中心としたドローン活用事例

能登半島地震発生後、輪島市、珠洲市からの協力要請を受け、JUIDA は会員などの民間企業と連携してドローン活動を実施しました。また、当該地域を担当する陸上自衛隊第10師団とも協力協定を締結しました。

図1はその体制図です。JUIDA は輪島市役所に駐在し、現地のニーズを把握して、会員企業を中心に、各社への協力要請とともに連携して、捜索活動、被害状況調査、物資輸送などの対応を実施しました。また、その際に、緊急用務空域での有人ヘリとの調整は、ドローン企業（イームズロボティクス社）の担当者が石川県庁に駐在して行いました。

図2に具体的な活動状況の写真を示します。上段左の写真は、倒壊家屋

Copyright©2024 Shoji SIZUKURI

能登半島地震でのJUIDAでのドローン活用体制 (図1)

- ・2024年1月4日、輪島市から協力要請受諾
- ・以降、輪島市役所に常駐し、現地のニーズを把握し、会員企業各社への協力要請とともに連携して捜索活動、被害状況調査、物資輸送等対応を実施
- ・1月10日、陸上自衛隊第10師団と協定締結
- ・1月14日、珠洲市から協力要請受諾



《論 説》

臨床医の犯罪認知と捜査協力

清 水 真

(明治大学法科大学院教授)

要 旨

臨床医が診療行為の過程で、患者の犯罪事実を認知した場合、捜査機関への通報等の捜査協力をするに守秘義務違反はない旨の平成17年最決の後、20年以上を経たが、守秘義務解除の要件等、臨床医の間には不安が多い。他方、平成17年最決の事案の第1審判決・控訴審判決が公務員の犯罪告発義務を理由として判示していたため、平素、犯罪捜査、あるいは犯罪調査に従事しない職種の公務員にも不安を生じさせている。犯罪事実を認知後、捜査機関への早い段階での通報によって、迅速な立件が可能となるのみならず、被疑者の親族等、就中、胎児の生命・健康が適切に保護される可能性が高まる。本稿では、参考となる米国の2件の裁判例を検討しつつ、平成17年最決の意義を再検討し、臨床医の不安を取り除き、不必要に躊躇することなく捜査協力が得られる方向性を示すことを試みる。

キーワード：守秘義務、医師の犯罪通報・告発義務

I はじめに

筆者はかつて、臨床医が診療行為の過程で患者による覚醒剤自己使用を認知した場合、捜査機関に通報することは守秘義務違反を構成しない旨の平成17年最決¹⁾を素材として論稿を発表した(以下、本稿において「旧稿」という。)²⁾。その内容は医事法研究者からは好意的な評価を受けたものの、その後20年を経て、臨床医の間に必ずしも情報が浸透しておらず、今猶、医療現場には躊躇・混乱が見られるようである。そのような状況の下、令和6年8月から令和7年3月まで、この問題をめぐって法務省・厚生労働省・警察庁の関連部局からの陪席者も交えて、医事法領域に関わりの深い研究者、及び、薬物依存者治療に携わる臨床医と共に構成される検討委員会が開催された。筆者もその委員の一人であったが、その際、必ずしも、上記平成17年最決の意義について臨床医に共通認識がある訳ではないことを痛感した。それ故、臨床医が捜査協力を躊躇し、あるいは萎縮する事態が生じかねないため、平成17年最決の意義を再確認する必要性を強く感じている³⁾。

以上の経緯で、本稿を執筆するに至ったが、①本稿の性質上、一部、既発表の旧稿と重複する箇所があること、また、②本稿はあくまでも筆者個人の見解であり、上述の委員会の統一の見解ではないことをお断りする。

なお、臨床医の犯罪認知としては、米国において散見されるように、救急搬送された患者に銃創所見等があり、犯罪被害に遭ったことが高度に推定されながら、当該患者が捜査機関への通報に同意しない場合、あるいは、患者自身が犯罪実行行為に際して捜査機関等から銃撃された者であることが高度に推定される状況において、捜査機関への通報に同意しない場合等も考えられるが⁴⁾、本邦においては稀有であるため、本稿では規制薬物の自己施用・自己使用に絞って論じることとする。

《論 説》

匿名・流動型犯罪グループ等による 犯罪収益獲得ビジネスモデル対策としての 令和7年風営適正化法改正について

永 山 貴 大

(警視庁匿名・流動型犯罪グループ対策本部参事官)
(前 警 察 庁 生 活 安 全 局 保 安 課 長)

要 旨

令和7年5月20日、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第45号。以下「改正法」という。）が第217回国会衆議院本会議で可決・成立し（参議院先議法案）、同月28日に公布された。

改正法は、深刻化した悪質ホストクラブ問題に対応することを立法趣旨とするものであり、その内容については、他の立法担当者の論説¹⁾でも詳述されているが、本稿では、匿名・流動型犯罪グループ等により構築された犯罪収益獲得ビジネスモデルへの対策として、改正法が立案された趣旨や意義を中心に述べる。

なお、本稿の内容は脱稿した令和7年11月時点のものであり、その意見や分析にわたる部分は、筆者の私見であることを申し添える。

キーワード：悪質ホストクラブ問題、匿名・流動型犯罪グループ、犯罪収益獲得ビジネスモデル対策

I 犯罪収益獲得構造としての悪質ホストクラブ問題の顕在化

風俗営業は健全に営まれれば国民に憩いと娯楽を与える営業であり、いわゆるホストクラブも、その営業方法や業務内容が適正なものである限り、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づき、都道府県公安委員会の許可の下で認められる接待飲食営業²⁾の一類型である。ホストクラブとされる業態については、令和6年12月時点で、東京都新宿区歌舞伎町をはじめとする全国の歓楽街に約1,100店舗あるといわれている。

このホストクラブの一部において、女性客が売掛金等の名目で多額の債務を負わされ、その支払のために国内外で売春することや性風俗店で稼働することなどを要求される事案が発生し、警察に対する相談件数が年々増加するなど³⁾、問題が顕在化した。令和6年中、警察は悪質ホストクラブに関連して81事件・207人（前年比39事件・121人増加）を検挙しており、例えば以下のような事例がある。

【事例】

- ① ホストクラブの女性客に売春の客待ちをさせ、スマートフォンのGPSアプリで当該女性の位置情報を監視していたホストを強要罪で検挙（令和6年1月・警視庁）
- ② 女性客に対し、未払いの飲食代金の支払いをさせる目的で、マイナンバーカードを取り上げるなどして、心理的圧迫を加えて困惑させ、売春をさせようとしたホストを売春防止法違反で検挙（令和6年3月・警視庁）
- ③ 売掛金に関するトラブルの相談がなされていた店舗について、無許可でホストクラブのような接待をしていたことから、風営適正化法違反で検挙（令和6年2月・福岡県警）

《論 説》

オンラインプラットフォーム犯罪に対する 刑事法的対応——韓国の事例を中心に——

安 成 訓

(韓国刑事・法務政策研究院
企画調整本部長 (首席研究員))

要 旨

近年、韓国においては、科学技術の急速な発展により、様々な分野でデジタル化が進行し、これにより生じてきた犯罪への対策が喫緊の社会問題として位置付けられ、これに対する立法が頻繁に行われてきているところ、本稿は、韓国におけるオンラインプラットフォーム犯罪の現状及びこれに対処する現行の刑事法の諸規定を概観し、今後の課題を検討するものである。本稿では、まず、サイバー犯罪の概念に含まれるオンラインプラットフォーム犯罪の概念と類型を明らかにする。次に、韓国におけるオンラインプラットフォーム犯罪の現状と動向を紹介する。最後に、オンラインプラットフォーム犯罪の類型別にみた韓国における法的対応の現状を概観し、そこから現れる課題、立法の必要性を明らかにする。

キーワード：サイバー犯罪、オンラインプラットフォーム犯罪、おとり捜査

I はじめに

近年、科学技術の急速な進展及び COVID-19の影響により、社会全体におけるデジタル化が加速度的に進行している。人々はインターネットを活用し、国境を越えて経済的・社会的活動を展開しており、その中心には「プラットフォーム」と呼ばれるオンライン空間が存在している。オンラインプラットフォームは高い利便性を提供する一方で、否定的側面、特に犯罪の温床としての側面を有している¹⁾。

オンラインプラットフォームは、匿名性、非対面性、時間的・空間的制約の超越といった特性により、新たな犯罪形態の出現を促進している。具体的な犯罪類型としては、フィッシング、違法賭博、クレジットカード情報の盗用、フェイクニュースの拡散（情報拡散型犯罪）、サイバーストーキング、ディープフェイクなどが挙げられる。これらの犯罪は、従来の物理的犯罪とは異なり、被害の拡大が迅速かつ広範囲に及び、特に青少年に対して深刻な精神的影響を及ぼすおそれがある。

このような状況に鑑み、各国政府はオンラインプラットフォーム上で発生する犯罪の予防及び処罰のため、積極的に政策的・司法的措置を講じてきている。しかし、現行の法体系は主として物理的空間で発生する従来型犯罪を前提として設計されてきており、オンライン上で展開される新たな犯罪類型を的確に規律するには限界がある。したがって、プラットフォームの機能的特性やデジタル環境の変化を的確に反映した法制度の整備が不可欠である。今後、犯罪の予防及び安全なデジタル環境の構築を目的とした、新たな規制措置の導入と法制度の改善が求められる。

本稿では、オンラインプラットフォーム犯罪の概念と類型を整理した上で、韓国における事例を通じてその実態と動向を公式統計に基づき分析し、犯罪類型ごとの対応策を検討することを目的とする²⁾。

《論 説》

仮装身分捜査の許容性について

堀 田 周 吾

(東京都立大学法学部教授)

要 旨

匿名・流動型犯罪グループが社会問題化する中、これに対する有効な捜査手段として、仮装身分捜査を実施することが令和6年12月に発表され、令和7年1月には「仮装身分捜査実施要領」が警察庁から発出された。

本稿は、仮装身分捜査が持つ密行的側面及び偽計的側面に着目して、その法的課題を検討するものである。前者との関係では、捜査員がその身分を仮装した上で犯罪グループと接触を図る過程で新たな犯罪を創出したり犯罪被害が拡大したりすることを回避するための規律とともに、被害の発生・拡大が確実に予防されるような実施体制の構築が必要であることを述べた。後者との関係では、捜査員が架空の身分証を提示し、闇バイトの応募者を装って犯罪グループから情報収集する行為が相手方の錯誤を生じさせるものであるとしても、刑訴法197条1項ただし書にいう「強制の処分」には該当しないことを明らかにした。

キーワード：雇われたふり作戦、密行的捜査、偽計手段

I 組織的犯罪の変容と新たな捜査手法

情報通信手段の発達は、新たな犯罪の手口だけでなく、新たな犯罪組織の形態をも生み出した。暴力団に象徴される伝統的かつ従来型の犯罪組織は、人的な繋がりを基礎にその規模を拡大し、多くの場合、階層型の組織構造を有する。これにより、組織の活動に関する指示命令系統は比較的明確なものとなり、また、その活動に従事する者たちもお互いの素性を知悉している、あるいは少なくとも通称名と顔・容ぼうを知っていることが想定されてきた。そのため、組織の末端者を取り調べたりその捜査協力を求めたりすることを端緒に、組織的犯罪の全体像を把握するとともに背後者に対する刑事責任の追及を視野に入れていく、いわゆる「突き上げ捜査」が、一定の成果を上げてきたのである。

これに対して、世間の注目を集めて社会問題化した匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）は、全く異なる様相を呈している。ソーシャル・メディア（SNS など）を通じて、高額の闇バイトの募集に応じた者に対して、身分証等の提出を求めることで個人情報等を把握した上で、これを逆にとり、半ば強制的に、特殊詐欺の受け子や集団強盗の実行に関与させる、という手口である。犯罪実行者募集情報の拡散から、犯罪の実行及び犯罪収益の上納に関する指示に至るまで、一連の犯罪スキームが、ソーシャル・メディアなどの通信を介して行われるため、末端で犯罪に関与する者は、指示役の素性を知らないだけでなく、犯罪を共同実行する者とも初対面である場合が多く、自らの背後にいる犯罪グループに関する情報をほとんど持ち合わせていないという特徴を有する。そのような状況においては、「突き上げ捜査」が有効に行い得ない。また、関係者間の通信には、Telegram や Signal など、エンド・ツー・エンドでの暗号化や通信内容の自動消去に対応したアプリが用いられるため、現行の通信傍受制度とその運用体制の下では十分な対応が難しい場合がある。

こうした新たな犯罪現象に捜査機関が適切に対応するためには、従来用

《論 説》

警察庁サイバー警察局・サイバー特別捜査部の 取組と今後の展望

阿久津 正 好

(警察庁サイバー警察局サイバー企画課長)

要 旨

サイバー空間情勢が深刻化する中、警察庁の各局に対する長官官房による調整と都道府県警察の捜査のみでは限界が生じていたことから、令和4年警察法改正により、警察庁にサイバー警察局を設置して一元的な対応が可能とするとともに、関東管区警察局にサイバー特別捜査隊（現：サイバー特別捜査部）を新設して重大サイバー事案に対する対処の範囲内で警察庁が自ら捜査を行うことができることとした。その結果、①サイバー事案に関する情報の一元的な集約と横断的・俯瞰的な分析、②長期的視野に立った戦略的かつ継続的な国際共同捜査が可能となり、検挙や実態解明における具体的な成果が上がっている。今後は、これまでの成果を踏まえつつ、組織の更なる見直し、国際捜査における制約の解消、人材の確保・育成等といった点について、しっかり検討を深めつつ、更なる取組を推進していくことが求められる。

キーワード：警察法、サイバー警察局、サイバー特別捜査部

はじめに

令和4年(2022年)警察法改正により、警察庁サイバー警察局・サイバー特別捜査隊(現:サイバー特別捜査部)が設置されて3年余りが経過した。

「サイバー事案に関する警察」という、サイバー空間に着目して各局の所掌事務をいわば横串で切り取る形で創設されたサイバー警察局と、事実上戦後初めて、国直轄の捜査部隊として創設され、全く白紙の状態から業務運営が開始されたサイバー特別捜査隊は、この間、全国警察と連携しつつ、国際共同捜査による検挙や実態解明等を中心に、確実に成果を上げてきたところである。

本稿においては、これまでのサイバー空間をめぐる脅威情勢に対する警察の対応ぶりを概観しつつ、警察庁サイバー警察局・サイバー特別捜査部の設置経緯を振り返るとともに、その後の成果とこれまでの取組を踏まえた展望を論ずることとするものである。

なお、本稿中意見にわたる部分は、もとより筆者¹⁾の私見である。

I これまでの取組

1 令和4年警察法改正までの取組

昭和58年警察白書(1983年)においては「科学技術の進歩と犯罪」の節に「コンピュータ犯罪」を掲げ「コンピュータを利用した不正行為やコンピュータの機能妨害等により、国民の社会生活や企業の経済活動は大きな打撃を受けるおそれがあり、また、国の治安にまで重大な影響が及ぶおそれも十分にある」(7頁)という記述があり、また、昭和62年(1987年)には刑法改正により電子計算機使用詐欺罪が創設され、その取締りも行われていたところではあるが、警察におけるサイバー空間に対する総合的な取組の嚆矢は、その約10年後となる平成10年(1998年)の「ハイテク犯罪

《論 説》

刑事訴訟法47条の法意

星 周一郎

(東京都立大学法学部教授)

要 旨

公判開廷前には、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合以外には、訴訟に関する書類を公にしてはならないとする刑訴法47条は、訴訟関係人の名誉の保護、公序良俗の侵害の防止、捜査や刑事裁判に対する不当な影響の防止を目的としたものである。それゆえ、同条但書の解釈についても、立法の直接の動機となつた国会への開示のみならず、訴訟関係者のプライバシー等の利益と捜査への影響等を勘案しながら、比較衡量などの総合的な観点でなされるべきものであり、それは、これまでの判例・学説の分析等からも裏付けられる。そのような理解に基づけば、サイバーインシデントやサイバー利用犯罪の防止などの目的で、捜査に関する書類(情報)を公にすることに関しては、それぞれの状況を踏まえながら、必要な範囲において相当な態様で行うことは、十分に可能であるし、また必要なことであると考えられる。

キーワード：サイバーセキュリティの確保、サイバー犯罪捜査、情報共有

はじめに

刑事訴訟法（「刑訴法」）47条本文は、「訴訟に関する書類」は、公判の開廷前には公にしてはならないと定める。この規定の目的は、公判以前に訴訟書類が公表されることで、被疑者・被告人その他の訴訟関係人の名誉その他の利益を侵害するおそれがあること、それと並んで、捜査・裁判の面にも不当な影響を及ぼすおそれがあることから、これらを未然に防止することにある、と一般に理解されている。

しかしながら、この規定は、個人の利益保護・適正な捜査裁判の実現と報道の自由・知る権利との調和など、多面的な論点を有するものでもある。近年では、捜査情報を犯罪の未然防止に利用できる／すべきという事情が、たとえば、サイバー犯罪捜査との関連で生じてきている。

サイバー犯罪・サイバー利用犯罪の捜査では、犯人検挙に至らなくても、捜査の結果得られた情報が、その後のサイバーインシデント対応やオンライン詐欺の捜査等にとって、重要かつ有益であることも多い¹⁾。そのため、このような情報の効果的な利用は、更なる被害拡大の未然防止の観点からも重要となる²⁾。

この課題に関して考察されるべきなのが、「但し、公益上の必要その他の事由があって、相当と認められる場合は、この限りでない」とする、47条但書の規定の意義である。公判開廷前に訴訟書類を公にしてもよい「公益上の必要その他の事由」があり「相当と認められる」場合の理解の在り方次第では、サイバー犯罪捜査等のために捜査情報等の公開が許される余地は、十分にあり得るように思われるのである。

本稿では、刑訴法47条の制定経緯を踏まえた同条の法意について簡単に検討を加え、前記課題への対応の可能性について考察することにした³⁾。

《資料》

条約改正と警察行政権の回復

鈴木康夫

(元神奈川県青葉警察署長)

要 旨

維新政府は、天皇制護持と市中取締の警察制度を設けるとともに、条約改正に先立つ英仏駐屯軍撤退への近代警察「巡整吏卒」を明治3年1月に創設するが、同年11月、東京でダラス・リング襲撃事件が発生したことから、第一の警察基本規則「三府並開港場取締心得」が示達される。

翌年3月、兵庫県が「巡整組」を設置すると、神戸居留地参事会は、条約「兵庫大阪規定書」による「特権居留地」を標榜、警察の立入等が「拒否」された。

明治6年末、「外国人の旅行許可」案を公使団に協議するものの、「裁判で罰則を適用するというが、日本には近代的法体系・裁判制度など何もないのでは。」と拒否された。また、英公使館との外交特権侵犯問題が続発し対立が深まるが、近代法体系も成立せず、同18年には一般外国人にも外交特権並の「治外法権」を認める「外国人取扱巡查心得」等が内務省秘で示達される。

これらの「拒否・治外法権」は、同22年の憲法等成立後の改正交渉により、回復されるのであった。

キーワード：近代的法体系・裁判制度、特権居留地、外国人取扱巡查心得

はじめに

- 1 近年、「明治期の条約の運用・改正」について、「法権回復（領事裁判権の撤廃）・税権回復（協定関税の廃止）に劣らず、行政権回復（行政権を事前協議なしに外国人に適用すること）が条約改正の重要な争点だった。」¹⁾との論議がされている。
- 2 行政権回復のうち、最も大きな問題は警察権であり、外国人居留地をめぐる警察権の争奪や日本の警察権に対する制限、拒否が条約改正まで行われていた。その最たるものは、明治5（1872）年の神戸居留地・同8（1875）年の大阪居留地の「Extra Territoriality」における日本の警察権、行政権、主権の拒否であり、また、明治18（1885）年の内務省達秘「外国人取扱巡查心得」による一般外国人に対する外交特権享有者並みの警察権からの保護であり、いずれも「治外法権」と言われていた。
- 3 近代警察制度の先行整備（明治8年3月「行政警察規則」をもって成立）は、英仏駐屯軍撤退に向けた、イギリス公使パークスの指導・介入やイギリス系「上海邏卒規則」の条文導入など、イギリスとの密接な関係が見られる。しかし、明治7（1874）年にパークスが、日本の内地旅行禁止に抗議して行った「日本に近代法体系・近代裁判制度は何一つない」との指摘は、条約改正が明治22（1889）年の憲法、同23年（1890）の裁判所構成法等の成立を待つことを意味していたと考えられる。
- 4 条約等による日本の警察権に対する制限、拒否は、近代法体系全体の成立待ちというイギリスの植民地政策とのバランスであったと考えられる。さらに付け加えるなら、当時の日本側の万国公法の未習熟問題（最惠国待遇、外交特権）なども影響したのであろう。

《資 料》

防犯カメラ映像等の画像鮮明化の現状と 今後の動向について

中 村 雅 博

(警察大学校警察情報通信研究センター)

要 旨

警察捜査の過程において収集された防犯カメラやドライブレコーダ等に記録されている映像に画像鮮明化を実施し可視化することにより、犯人の人相・着衣や車両の特徴が判明する場合がある。画像鮮明化については、昭和59年から60年にかけて発生した警察庁広域重要指定114号事件（通称グリコ・森永事件）でその重要性が庁内において初めて認識されたことから、警察情報通信研究センターにおける研究開発を経て、現在、都道府県警察の捜査実務で活用されている。

本稿では、警察情報通信研究センターにおける研究開発の経緯、約35年に亘る画像鮮明化の実施件数の推移、画像処理専用装置の開発等主な研究開発の成果について紹介する。また、最近の新たな課題として、防犯カメラ映像等の大幅増加に伴う精査事務の効率化、映像の高精細化に伴う普通自動車の車種推定等警察捜査の高度化を取り上げつつ、今後の動向を述べる。

キーワード：防犯カメラ映像等、画像鮮明化、精査事務の効率化等

I はじめに

防犯カメラ、ドライブレコーダ、デジタルカメラ等に記録されている映像（以下「防犯カメラ映像等」という。）は、犯人の特定や犯行の立証に有効であることから、事件関係者の足取りの確認、映像の公開による追跡捜査等に活用されており、警察捜査に不可欠なものである。

また、重要犯罪被疑者の特定の端緒における防犯カメラ等の画像の割合は統計¹⁾を取得開始した平成28年から増加しており、令和6年は約2割に達している。重要窃盗事件においてもほぼ同一傾向であり、令和6年は約3割に至っている（図1）。

一方、録画装置等資機材の性能、撮影時における天候や周辺環境等の要因により、防犯カメラ映像等は、人物の輪郭等がぼやけ不鮮明になることがある。その際、捜査対象である映像へ画像鮮明化を実施することにより、犯人の人相・着衣や犯行状況、犯行に使用された車両の種別やナンバープレート等が明瞭化されるなど有効に活用できる場合がある。

以降、警察情報通信研究センター（以下「当センター」という。）における研究開発の経緯、約35年に亘る現在までの実施件数の推移等の画像鮮明化の概況、画像処理専用装置や画像鮮明化ソフトウェアの開発等主な研究開発成果の概要について紹介する。また、最近の新たな課題として、防犯カメラ映像等の大幅増加に伴う捜査対象の画像を特定する精査事務の効率化、映像の高精細化に伴う普通自動車の車種推定等捜査の高度化を取り上げつつ、今後の動向を述べる。

なお、本稿中の意見や主張は筆者の個人的見解に過ぎないことを申し添える。

警察政策第 28 卷編集委員会

編集委員長 河合 潔 (国土館大学)
編集副委員長 徳本 広孝 (中央大学)
編集委員 中村 彰宏 (警察庁)
編集委員 一瀬 圭一 (前警察大学校)
編集委員 山口 範泰 (警察大学校)

令和 8 年 3 月 15 日発行

警察政策 第 28 卷

定価 2970円
(本体 2700円+税10%)

編集 警察政策学会
発行
会長 柳川 重規

発売 株式会社 立花書房
〒 101-0052
東京都千代田区神田小川町
3-28-2
T e l 03-3291-1561 (代表)
F a x 03-3233-2871

印刷 倉敷印刷株式会社
製本